香港だより「一」

幹事　伊藤武彦

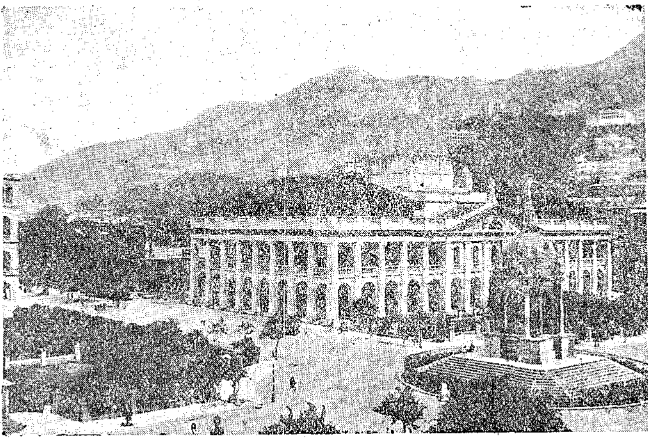

（香港のシュプリン・コート）

謹啓。故國を離れ西に向ひ候てより早や一週餘を過し申候。海上至つて平穩にして、航海に慣れた船員も不思議に思ひ居候程に御座候。從つて小生が嚢年朝鮮に往復したときよりも安樂に感し申候。上海、香港の道路は何れも良好にして、東京とは比較に相成不申、小生等の如き初めて直面したる者の等しく感嘆久しくする處に御座候。香港の如きは英國の經營以來八十餘年にして之に投する費用二百億弗に達すと言ふを聞けば其の然るを知り申候。田中編輯記者は我我洋行者が、横濱を出帆する迄は通信する事を覺えて居るが本國を遠ざかるにつれ其の確心は距離に比例して薄らぐと言つて居るが、小生は之を裏ぎつて、その言を消取さしめ度覺悟に有之候。敬具（七月二十九日）

とを同一にして受益區域を決定することも適當でない。

之を要するに現時行はれつゝある、受益區域決定に關する規定は適切なるものと言ふを躊躇するのである。想ふに受益者負擔金制度なるものは、道路工事に依り利益を受くる者あるが故に、其の利益の一部を徴收するものであつて、報償の性質を有するものなるが故に租税と其の性質を異にし、一定の法規に依つて抽象的に各受益の區域を規定せむとするのが無理である、寧ろ各道路每に具體的に決定するのが適當である、或は、特別負擔と稱するも、其の實は强制的に金錢給付を命令するものなるが故に命令を以て規定することを必要とするとの反對論もあるが、道路法又は都市計畫法が其の徴收を許したのであつて、如何なる方法に依つて徴收すべきや否やは必ずしも命令に依るの必要はない、寧ろ具體的事件に付きて實質上の正當を期することが必要である。

以上述ぶるが如く受益區域を千遍一律に規定することは負擔の正確を期する所以でない故に具體的の事實に基き新設又は擴張する道路と沿道の土地の狀況とを斟酌して決定するを適當とするのであるが、此場合に於ても一定區域內に河川溝渠等の如き地物があつて、之を境にして土地の利用さるゝ狀況が沿道土地と異るものあるときは、是等を其の區域に編入